

横浜市高齢者向け優良賃貸住宅等緊急通報設備基本仕様規定に関する質問・回答

	質問	回答
1	在室確認鍵、在室設定ボタンと同等以上の機能を有すると認められる仕様は、どのようなものか。	出動した警備員が外部から鍵をかける場合や、2人以上での入居の際に1人でも在室であれば、生活センサーが作動することが必要です。入居者の外出・在室時に、生活センサーの停止、作動が切り替わることが条件となります。
2	在室確認鍵、在室設定ボタンは必ず設置しなくてはならないのか。	上記の条件を満たす場合には、設置義務は免除されます。
3	取消ボタンは機能や形状に何か規定があるのか。	宅内で警報音及び通報を停止する機能が必要となります。緊急通報装置親機との一体型、取消ボタン単独型等、形状は問いません。

同等の機能を有すると認められるためには、仕様規定の主旨に合致した安全性を有すること、利用者の負担が増えないことが必要となります。なお、平成23年1月31日以前に供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅における緊急通報設備についても適用することが可能です。